

【対象：令和7年度末退職予定者向け】

## 退職手当について

### 制度概要説明

1	退職手当とは	1
2	退職手当額の算出方法	1
3	勤続期間の計算	4
4	退職手当の計算例	6
5	退職手当からの控除について	11

### 請求手続き等について

6	退職手当の請求手続き等について	14
---	-----------------	----

(添付用紙) 支給率表

1部

\*問い合わせ先\*

山梨県教育庁 福利給与課 紙公災担当

TEL : 055-223-1756

# 1 退職手当とは

退職手当は、教職員が退職(又は死亡)した場合に、その者又は遺族に一時金として支給される給与で、給料の補充的な性格をもつ他の手当とは異なり、勤続報償的な性格を有する手当であって、その取扱いは、教職員及び他の職種の公務員に共通の「山梨県職員の退職手当に関する条例」等によって定められている。

- 根拠及び参考法令・通知
  - ・山梨県職員の退職手当に関する条例  
※ 平成18.4.1改正  
以下、改正後の条例を「新条例」、改正前の条例を「旧条例」という。
  - ・山梨県職員の退職手当に関する規則
  - ・山梨県職員の退職手当に関する規則の運用について

# 2 退職手当額の算出方法

新条例等退職手当額（A）と 新条例施行日前日退職手当額（B）を比較し、いずれか多い額が、退職手当裁定（支給）額となる。

## （1）新条例等退職手当額

新条例等退職手当額（A）：H18.4.1改正の条例に基づいて計算した退職手当額	※①	※②	※③	※④
(A) = 基本額（退職日の「給料の月額」×（1+特例加算率）×支給率）+ 調整額				

新条例等退職手当額は、「退職の日における」退職者の「給料の月額」を基礎として、その「退職の事由」及び「勤続期間」に応じた一定の割合（「支給率」）を乗じて得た額を『基本額』とし、これに、在職期間中の職位（給料の級や期末勤勉手当の役職加算率等により区分）を基礎として算定される『調整額』を加算することにより算出される。

※①給料の月額：給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額

（注）給料月額は、現給保障等の経過措置及び特例減額等によらない額（条例第3条第1項、本則附則第12条）

※②特例加算率：50歳以上かつ勤続25年以上の者が、定年退職日から1年前までに勧奨又は公務上の死傷病により退職することとなった場合、特例給料月額として、次の算式により得られる額を給料の月額とする。（条例第5条の3）

- 60歳までに退職：特例給料月額=給料の月額×（1+2%×60歳までの残年数）
- 60歳以後に退職：特例給料月額=給料の月額×（1+2%）

※③支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用

- 現在の最高支給率=47.709 ← 勤続35年以上の定年等

- 退職事由

- ・自己都合、勤続11年未満の定年・勧奨・公務外死亡等 → 新条例第3条
- ・勤続11年以上25年未満の定年・勧奨・公務外死亡等 → 新条例第4条
- ・勤続25年以上の定年・勧奨・公務外死亡等、公務上死亡等 → 新条例第5条

※④退職手当の調整額：在職期間中の職位の高い順から60月分について、職位の区分に応じて定められた月額にその区分に該当する月数を乗じて得た額の合計額  
(条例第6条の4、規則第5条の4)

#### 退職手当の調整額の職員区分

(行政職、教育職(一)、教育職(二)、医療職(二))

月額	行政職	教育職(一)	教育職(二)	医療職(二)
第1号区分 65,000円	9級(旧11級)			
第2号区分 59,550円	8級(旧10級)			
第3号区分 54,150円	7級(旧9級)	4級 (管手5,6種)	4級 (管手5,6種)	7級
第4号区分 43,350円	6級(旧8級)	4級 (管手7種)	4級 (管手7種)	6級
第5号区分 32,500円	5級(旧7級)	3級、特2級	3級、特2級	5級 (「○○長」の職)
第6号区分 27,100円	4級(旧6級)	2級、1級 (役加10%)	2級 (役加10%)	5級
第7号区分 21,700円	3級(旧5,4級)	2級、1級 (役加5%)	2級 (役加5%)	4級 3級(役加5%)
第8号区分 0円	第1号区分から7号区分までのいずれの区分にも属さない者			

役加=期末・勤勉手当の役職段階別加算率 管手=管理職手当区分

#### 【調整額の計算例】

R6.4.1～R8.3.31 教育職(一)、(二) 4級(第4号区分) 24月 ※ 管手7種

R3.4.1～R6.3.31 教育職(一)、(二) 3級(第5号区分) 36月

$$43,350 \text{ 円} \times 24 \text{ 月} + 32,500 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 2,210,400 \text{ 円}$$

◇ 調整額の算定対象となるのは、平成8年4月1日以降の期間

◇ 各区分における月数の算出において、休職、停職、育児休業等の期間がある場合、それらの期間については、勤続期間の計算に準じて除算する。

#### ◆退職手当の調整額の支給制限(退職手当条例第6条の4第4項)

- ①勤続期間が1年以上4年以下の者及び自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年以下の者・・・計算した調整額の1/2
- ②退職手当の基本額が0円の者及び自己都合退職者で勤続期間が9年以下の者  
・・・調整額は0

◇ 退職手当の基本額の特例（退職手当条例第5条の2）

- ・ 最も多い給料の月額（a）が、退職日の給料の月額（b）より多い場合は、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

$$\{ a \times (a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \\ \{ b \times (全勤続期間の支給率 - a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \}$$

※ 「給料の調整数の引下げ日」、「行政職給料表への適用変更日」、「降格日」（分限処分）、「給料月額7割措置日」など、給料月額の減額改定以外の理由により給料の月額が減額された場合がこれに該当する。

- ・ 60歳に達した日が属する年度の末日以降に退職する者で、60歳以降の給料月額は7割措置とされているが、60歳前の給料月額が最も多かった場合は、**最も多い給料の月額（a）、7割措置前の給料の月額（b）、退職日の給料月額（c）**として、次の計算式により算出された額が退職手当基本額となる。

$$\{ a \times (a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \\ \{ b \times (b \text{ 適用前日までの期間に係る支給率} - a \text{ が適用された最終日までの期間に係る支給率}) \} + \\ \{ c \times (退職日までの期間に係る支給率 - b \text{ 適用前日までの期間にかかる支給率}) \}$$

※ aには、「給料の調整数の引下げ日」、「行政職給料表への適用変更日」、「降格日」（分限処分）などが該当。

（2）新条例施行日前日退職手当額

新条例施行日前日退職手当額（B）：

H18.3.31に同じ事由で退職したものと仮定して旧条例に基づき算出した退職手当額

※①

※②

$$(B) = H18.3.31 \text{ の給料の月額} \times (1 + H18.3.31 \text{ 特例加算率}) \quad \text{※③} \\ \times H18.3.31 \text{ を退職日とみなした旧条例支給率}$$

※①H18.3.31 給料の月額：18.3.31現在のその者の 給料月額+給料の調整額+教職調整額

※②H18.3.31を退職日とみなした場合の特例加算率：

H18.3.31現在で 50歳以上かつ勤続25年以上の勧奨又は公務上の死傷病退職者に限る

H18.3.31 現在の末齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
加算率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

※③旧条例支給率：「退職事由」及び「勤続年数」に応じて定めた「退職手当支給率表」に掲げる「支給率」を適用

## 経過措置 新条例施行日前日額の保障 (平成18年改正条例附則第2条)

新条例により計算した退職手当額（新条例等退職手当額）が、新条例施行日前日（H18.3.31）に同一の事由で退職したものと仮定して旧条例の規定に基づき算定した退職手当額（新条例施行日前日退職手当額）を下回るときは、新条例施行日前日退職手当額を、退職手当の額とする。

新条例等退職手当額（A） $\geq$ 新条例施行日前日退職手当額（B）の場合…

退職手当額＝新条例等退職手当額（A）

新条例等退職手当額（A）<新条例施行日前日退職手当額（B）の場合…

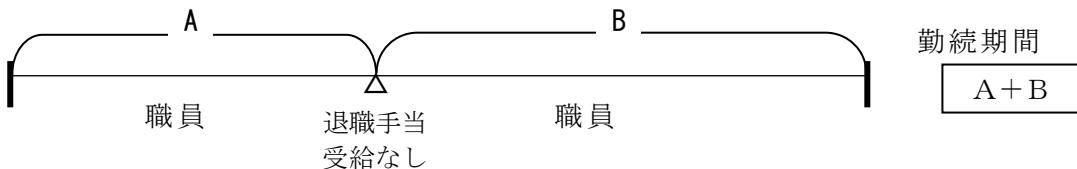
退職手当額＝新条例施行日前日退職手当額（B）

## 3 勤続期間の計算

- 算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員として「引き続いた」在職期間で、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算し、在職期間に1年未満の端数がある場合は切り捨てる。（条例第7条）  
ただし、全在職期間が6月以上1年未満の場合は1年とする。（条例第7条7項）  
例） 在職30年11月 → 30年、在職0年6月 → 1年
- 「引き続いた」在職期間には、山梨県の教職員以外の引き続く国の教職員（国家公務員）、他県等の教職員（地方公務員）、国立学校法人・特定独立行政法人の教職員等の在職期間を含むものとする。ただし、退職手当に相当する給与の支払いを受けている者は除く。  
(注) 勤続期間の特例として経歴の通算ができるのは、これを証明する書類等がある場合に限られる。過去の発令通知書など、証明できる書類を退職者に求める場合もある。
- 休職（地公法第27・28条）、停職（地公法第29条）等の期間（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く）については、その月数の1/2を除算する。
- 組合専従休職（地公法第55条2項、5項）自己啓発休業（地公法第26条の5）、配偶者同行休業（地公法第26条の6）については、その月数の全てを除算する。
- 育児休業等期間については、その月数の1/2を除算する。ただし、育児休業期間の終期が平成4年4月1日以降の育児休業については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの月数の1/3を、それ以降の月数については1/2を除算する。なお、育児短時間勤務期間については、その月数の1/3を除算する。

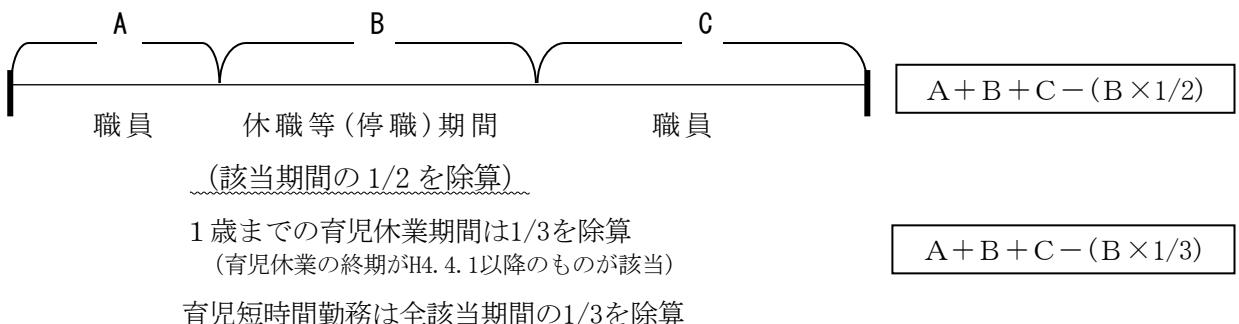
## 【退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算の具体例】

### ① 職員として引き続いた在職期間による。

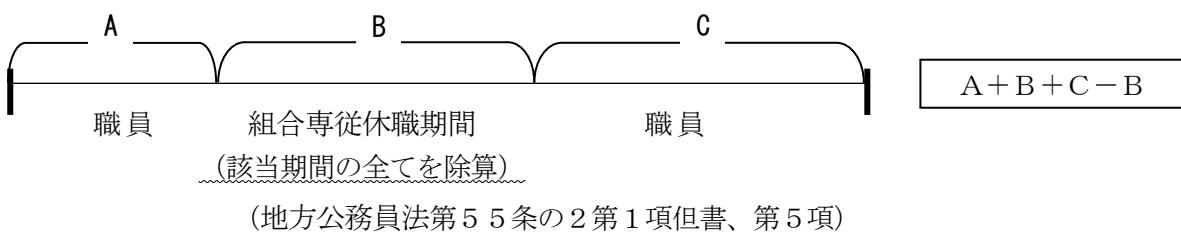


### ② 休職等の期間がある場合

\* 休職（地方公務員法第27条、第28条）、停職（同第29条）、育児休業等（育児短時間勤務を含む）、大学院修学休業、自己啓発休業（人事委員会の承認を得た場合に限る）等



### \*組合専従休職、自己啓発休業、配偶者同行休業

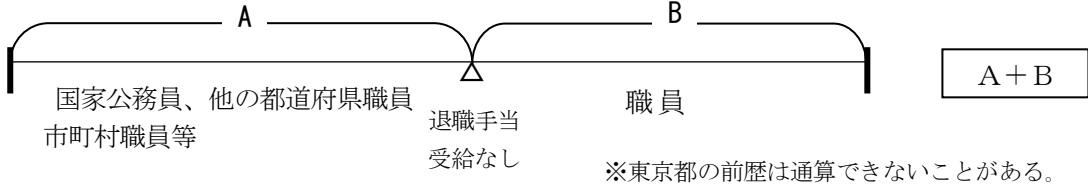


(注) 傷病休暇（療養）期間は除算されない。

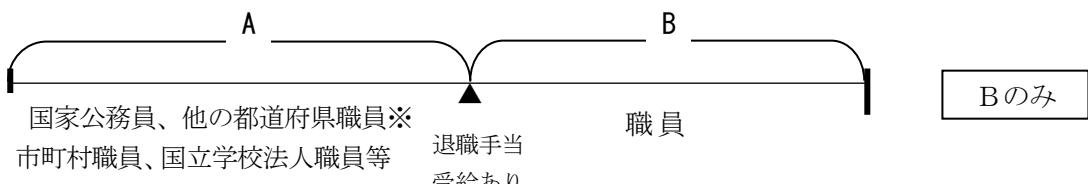
### ③ 前歴がある場合

\*引き続いて職員となった場合、勤続期間に含む（退職手当に相当する給与の支払いを受けている者は除く）。

#### ○ 退職手当に相当する給与の支払いを受けていない者



#### ○ 退職手当に相当する給与の支払いを受けている者



## 4 退職手当の計算例

※ 60歳に達した日が属する年度の末日以降に退職する者と、定年年齢に達した日の属する年度の末日の退職はどちらも「定年」を事由とします。

### 【退職手当計算例 R7末60歳退職①】

A市立B中学校				校長	甲斐 太郎	※給料の月額は仮想の金額		
退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R8.3.31	R8.3.31	
				区分	*月数	金額	級	給料の月額
60歳	定年	38年	R8.3.31	第3号	*24月	54,150	教二 4級	470,000
				第4号	*36月	43,350		

給料月額=470,000円  
給料の調整額= 0円  
教職調整額= 0円

H18.3.31	H18.3.31
級(切替前)	給料の月額(切替前)
教三 2級	416,000

給料月額=400,000円  
給料の調整額= 0円  
教職調整額(400,000\*4%)= 16,000円

#### ①新条例等退職手当額

退職手当の基本額	470,000	×	支給率		22,423,230.0
			第5条	勤続年数	
退職手当の調整額	54,150	×	38年	47.709	= 1,299,600.0
					= 1,560,600.0
	43,350	×	36月		
					25,283,430

#### ②新条例施行日前日退職手当額

退職手当額	416,000	×	支給率		6,546,009.6
			第3条	勤続年数	
			18年	15.7356	= 6,546,009

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置（平成18年4月1日から施行、無期限）

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
→②施行日前日退職手当額を支給 退職手当支給額 [ ]

①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合  
→①新条例退職手当額を支給 退職手当支給額 [ ] 25,283,430

【退職手当計算例 R7末60歳② 最も高い給料の月額が、退職日でない場合】

県立E支援学校	教諭	山梨 一郎	※給料の月額は仮想の金額						
退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日						
60歳	定年	38年	R8.3.31 第6号*60月						
調整月額		R8.3.31 級	R8.3.31 給料の月額						
区分*月数		金額	445,800						
27,100		給料月額 = 414,000円 給料の調整額(11,100*1.0) = 11,100円 教職調整額(414,000*5%) = 20,700円							
-減額日の給料の月額は、 当該減額がなかったものと仮定した場合に 減額日に適用される給料月額になります。 -減額日に遡及適用される給与改定がある 場合は、給与改定後の給料月額になります。		<table border="1"> <tr> <td>H26.9.30 級(減額前)</td> <td>H26.9.30 給料の月額(減額前)</td> <td>H26.10.1 給料の月額(減額日)</td> </tr> <tr> <td>教一 2級</td> <td>447,555</td> <td>447,555</td> </tr> </table> 給料月額 = 417,000円 = 417,000円 給料の調整額(H26.9.30:調整数1.25→H26.10.1:調整数1に変更している場合) (11,100*1.25) = 13,875円 (11,100*1.25) = 13,875円 教職調整額(給料月額*4%) = 16,680円 = 16,680円		H26.9.30 級(減額前)	H26.9.30 給料の月額(減額前)	H26.10.1 給料の月額(減額日)	教一 2級	447,555	447,555
H26.9.30 級(減額前)	H26.9.30 給料の月額(減額前)	H26.10.1 給料の月額(減額日)							
教一 2級	447,555	447,555							
<table border="1"> <tr> <td>H18.3.31 級(切替前)</td> <td>H18.3.31 給料の月額(切替前)</td> </tr> <tr> <td>教二 2級</td> <td>442,320</td> </tr> </table> 給料月額 = 403,000円 給料の調整額(11,600*2.0) = 23,200円 教職調整額(403,000*4%) = 16,120円				H18.3.31 級(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)	教二 2級	442,320		
H18.3.31 級(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)								
教二 2級	442,320								
<b>①新条例等退職手当額</b>		支給率 (第5条) 勤続年数 12年 (38年-26年) (47,709-34,7735) = 5,764,929.6 26年 34.77735 = 15,564,776.9  退職手当の調整額 27,100 × 60月 = 1,626,000.0							
<b>②新条例施行日前日退職手当額</b>		支給率 第3条 < 勤続年数 > 18年 退職手当額 442,320 × 15.7356 = 6,960,170.59 6,960,170							
<b>◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)</b>		退職手当支給額  退職手当支給額 22,955,706							

**【退職手当計算例 R10末63歳① 最も高い給料の月額が、R7年度末の場合】**

県立E支援学校		教諭		山梨一郎		※給料の月額は仮想の金額	
退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R11.3.31 級	R11.3.31 給料の月額
				区分	*月数		
63歳	定年	41年	R11.3.31	第3号*24月	54,150	教一 2級	355,320
				第4号*36月	43,350		

給料月額 = 329,000円

給料の調整額 = 0円

教職調整額(329,000\*8%) = 26,320円

- ・減額日の給料の月額は、当該減額がなかったものと仮定した場合に減額日に適用される給料月額になります。
- ・減額日に遡及適用される給与改定がある場合は、給与改定後の給料月額になります。

R8.3.31 級(減額前)	R8.3.31 給料の月額(減額前)	R8.4.1 給料の月額(減額日)
教一 4級	470,000	480,000
給料月額	= 470,000円	= 480,000円
給料の調整額	= 0円	= 0円
教職調整額	= 0円	= 0円

H18.3.31 級(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)
教二 2級	416,000

給料月額 = 400,000円  
給料の調整額 = 0円

教職調整額(400,000\*4%) = 16,000円

**①新条例等退職手当額**

退職手当の基本額	355,320	×	勤続年数 3年 (41年-38年)	支給率 0 (47.709-47.709)	R8.4.1～R11.3.31までの勤続年数：3年(41年-38年)	
					=	0.0
	480,000	×	38年	47.709	=	22,900,320.0
退職手当の調整額	54,150	×	24月		=	1,299,600.0
	43,350		36月		=	1,560,600.0
			R8.3.31までの勤続年数：38年			25,760,520

**②新条例施行日前日退職手当額**

退職手当額	416,000	×	支給率 第3条 < 勤続年数 > 18年	15.7356 = 6,546,009.60	
				6,546,009.60	6,546,009

**◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置 (平成18年4月1日から施行、無期限)**

**①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合**  
→②施行日前日退職手当額を支給

退職手当支給額

**①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合**  
→①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 25,760,520

【退職手当計算例 R10末63歳② 最も高い給料の月額が、R7年度末以外の場合】

県立E支援学校	教諭	山梨 一郎	※給料の月額は仮想の金額				
退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額 区分*月数	金額	R11.3.31 級	R11.3.31 給料の月額
63歳	定年	41年	R11.3.31	第6号*60月	27,100	教一 2級	312,984
給料月額 = 289,800円 給料の調整額 = 0円 教職調整額(289,800*8%) = 23,184円							
<ul style="list-style-type: none"> <li>減額日の給料の月額は、当該減額がなかったものと仮定した場合に減額日に適用される給料月額になります。</li> <li>減額日に遡及適用される給与改定がある場合は、給与改定後の給料月額になります。</li> </ul>							
R8.3.31 級(減額前)	R8.3.31 給料の月額(減額前)	R8.4.1 給料の月額(減額日)					
教一 4級	445,800	446,850					
給料月額	= 414,000円	= 415,000円					
給料の調整額(11,100*1.0)	= 11,100円	= 11,100円					
教職調整額(給料月額*5%)	= 20,700円	= 20,750円					
H26.9.30 級(減額前)	H26.9.30 給料の月額(減額前)	H26.10.1 給料の月額(減額日)					
教一 2級	447,555	447,555					
給料月額	= 417,000円	= 417,000円					
給料の調整額(H26.9.30:調整数1.25→H26.10.1:調整数1に変更している場合) (11,100*1.25)=13,875円 (11,100*1.25)=13,875円	= 16,680円	= 16,680円					
教職調整額(給料月額*4%)							
H18.3.31 級(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)						
教二 2級	442,320						
給料月額	= 403,000円						
給料の調整額(11,600*2.0)	= 23,200円						
教職調整額(403,000*4%)	= 16,120円						
R8.4.1～R11.3.31までの勤続年数:3年(41年-38年)							
支給率 勤続年数 (第5条)							
3年 0 (41年-38年) (47,709-47,709)	=	0.0					
12年 12.93165 (38年-26年) (47,709-34,77735)	=	5,778,507.8					
26年 34.77735	=	15,564,776.9					
退職手当の基本額 312,984 × 60月	=	1,626,000.0					
退職手当の調整額 27,100							
H26.9.30までの勤続年数: 26年6月(→26年)							
							22,969,284
①新条例等退職手当額							
退職手当の基本額							
312,984 ×							
446,850 ×							
447,555 ×							
退職手当の調整額							
27,100 × 60月	=	1,626,000.0					
②新条例施行日前日退職手当額							
支給率 第3条 (勤続年数) 18年							
15.7356 =		6,960,170.6					6,960,170
退職手当額							
442,320 ×							

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置(平成18年4月1日から施行、無期限)

①新条例等退職手当額 < ②新条例施行日前日退職手当額 の場合	退職手当支給額
→②施行日前日退職手当額を支給	
①新条例等退職手当額 ≥ ②新条例施行日前日退職手当額 の場合	
→①新条例退職手当額を支給	退職手当支給額 22,969,284

【退職手当計算例 R7自己都合】

E市立F小学校	教諭	山梨一郎
---------	----	------

※給料の月額は仮想の金額

退職時年齢	退職事由	勤続年数	退職日	調整月額		R8.3.31 級	R8.3.31 給料の月額
				区分*月数	金額		
43歳	自己都合	21年	R8.3.31	第7号*60月	21,700	教二 2級	388,500

給料月額 = 370,000円

給料の調整額 = 0円

教職調整額(370,000\*5%) = 18,500円

H18.3.31 級(切替前)	H18.3.31 給料の月額(切替前)
教三 2級	301,600

給料月額 = 290,000円

給料の調整額 = 0円

教職調整額(290,000\*4%) = 11,600円

①新条例等退職手当額

支給率

第3条

〈勤続年数〉

21年

退職手当の基本額	388,500	×	21.3435	=	8,291,949.8
退職手当の調整額	21,700	×	60月	×	651,000.0

自己都合退職者で勤続期間が10年以上24年  
以下のため計算した調整額の1/2

8,942,949

②新条例施行日前日退職手当額

支給率

第3条

〈勤続年数〉

1年

退職手当額	301,600	×	0.5022	=	152,246.9	152,246
-------	---------	---	--------	---	-----------	---------

◎旧制度による退職手当額を保障する為の経過措置（平成18年4月1日から施行、無期限）

①新条例等退職手当額と②新条例施行日前日退職手当額を比較し、額の大きい方を支給

①新条例等退職手当額  $\geq$  ②新条例施行日前日退職手当額となるため、①新条例退職手当額を支給

退職手当支給額 8,942,949

## 5 退職手当からの控除について

### ○ 退職所得に対する所得税等の控除

退職手当は、退職所得として給与所得等他の所得と分離して課税することとされており、所得税、県民税及び市町村民税が退職手当から源泉徴収される。

(所得税法第201条、地方税法第50条の6、第328条の6)

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の公布により、「復興特別所得税」が併せて徴収される（源泉徴収される所得税額の2.1%相当額）。

### ○ 課税退職所得額

勤続年数に応じた退職所得控除額（退職所得控除額表 参照（12ページ））により「課税退職所得額」を算出する。

※ 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げる。

※ 休職等（県以外に勤務する休職を除く）の期間も税法上は除算等を行わず、勤続期間に含む。

$$(\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \text{ (勤続年数による)}) \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得額}} \text{ (千円未満切捨)}$$

※ ただし、勤続年数が5年以内の場合は、退職手当－退職所得控除額＝課税退職所得額

### 1 所得税及び復興特別所得税

$$\text{所得税及び復興特別所得税の額} = (\text{課税退職所得額} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times 102.1\%$$

※ 退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和7年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額= ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
1,950,000円以下	5 %	—	((A) × 5 %) × 102.1%
1,950,000円超	3,300,000円 ↗	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
3,300,000円 ↗	6,950,000円 ↗	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
6,950,000円 ↗	9,000,000円 ↗	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
9,000,000円 ↗	18,000,000円 ↗	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
18,000,000円 ↗	40,000,000円 ↗	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
40,000,000円 ↗		4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※退職手当額が、退職所得控除額より少ない場合は課税されない。

※求めた税額に1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てる。

## 2 住民税（市町村民税、県民税）

$$\textcircled{①} \text{ 市町村民税 } \quad \underline{\text{課税退職所得額}} \times 6\% = \text{ 市町村民税額}$$

② 都道府県民税（以下「県民税」という。）

$$\underline{\text{課税退職所得額}} \times 4\% = \text{ 県民税額}$$

※市町村民税額、県民税額に百円未満の端数がある場合、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる。

- 上記以外に、4、5月分住民税未徴収分(再任用以外)、共済組合・互助組合等貸付金の未償還分がある場合は、その分も退職手当額から差し引かれる

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和7年分）  
(所得税法別表第六)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 800	千円 1,800	24年	千円 10,800	千円 11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
18年	7,200	8,200			
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基団となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。

2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基団して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。

3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。

2 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

## 税金計算の具体例

退職手当総額： 21, 312, 229円

勤続期間：35年6月

税法上勤続期間：36年（1年未満切上）

### ○ 課税退職所得金額 ※ 退職所得控除額表 参照（12ページ）

（退職手当額）

（退職所得控除額）

（退職所得控除後の金額）

$$21, 312, 229円 - 19, 200, 000円 = \underline{2, 112, 229円}$$

退職所得控除後の金額の2分の1が課税退職所得金額となる。

$$2, 112, 229円 \times 1/2 = \underline{1, 056, 000円} (1,000円未満切捨)$$

### 1 所得税及び復興特別所得税

課税退職所得金額に税率を乗じ、控除額を差し引いた額に、102.1%を乗じる。

（退職所得の源泉徴収税額の速算表 参照（11ページ））

$$(1, 056, 000円 \times 5\%) \times 102.1\% = 53, 908. 8円$$

1円未満切捨て

53, 908円

（所得税及び復興特別所得税）①

### 2 市町村民税

（課税退職所得金額）

$$\underline{1, 056, 000円} \times 6\% = 63, 360円$$

100円未満切捨て

63, 300

（市町村民税）②

### 3 県民税

（課税退職所得金額）

$$\underline{1, 056, 000円} \times 4\% = 42, 240円$$

100円未満切捨て

42, 200円

（県民税）③

退職所得税総額（①+②+③）= 159, 408円

退職手当総額	退職所得税総額	退職手当手取見込額
21, 312, 229円	- 159, 408円	= <u>21, 152, 821円</u>

※このほか、共済組合、互助会、互助組合の貸付金のうち、未償還のものがある場合は、その残額について退職手当から一括控除して共済組合等に償還していただくことになっています。

## 6 退職手当の請求手続き等について

退職手当の請求をする際には、ここに記載されている注意事項及び請求書の記載例等により行ってください。

### 1 提出書類等

書類の提出方法及び提出書類の詳細については別途通知をします。

#### (1) 退職手当請求書

◇ 記載例①参照（17ページ）

◇ 金融機関名、支店名及び口座番号は、通帳を確認しながら、誤りのないよう記載してください。

※ 記載誤りがあると、退職手当の振込が大幅に遅れます。

#### (2) 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書

◇ 記載例②参照（18ページ）

※ 「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の提出がない場合には、退職手当の支払金額（退職所得控除額の控除前の金額）に20.42%の税率を乗じて計算した税額により源泉徴収することになり、後日、各人で確定申告をしてもらうことになります。（所法201③）

※ 個人番号については、記載しないようお願いします。

#### (3) 振込指定先通帳のコピーまたは通帳レス口座確認資料（必ずA4サイズの中央になるようにコピー）

◇ 通帳のコピー例参照（19～20ページ）

#### (4) 母子手帳コピーまたは戸籍謄本

◇ 育児休業期間の終期が平成4年4月1日以降の育児休業を取得した場合は、当該育児休業に係る子が1歳に達した日を確認するため、母子手帳の写しを添付してください。

### 2 請求者

○ 退職手当の請求者は、退職者本人です。必ずご本人が記入してください。

### 3 支給方法

(1) 支給方法は、安全性の確保等の観点から、**口座振込**としてください。

(2) 退職手当振込先は、必ず**退職者本人の口座**とし、**普通預金を指定**してください。

(3) 振込先金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農協及び労働金庫となります。

#### 4 支給時期

- 退職手当の支給は、**5月中下旬を予定**しています。

支給日については、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご理解ください。

**参考**令和6年度末退職者の支給日 事務局：5月19日 教職員：5月26日

- 退職者本人あてに、「**退職手当裁定通知書**」、「**支給明細書**」、「**源泉徴収票**」を郵送します。

※ 通知書等の郵送は、支払日の前日に発送します。「**源泉徴収票**」は翌年2月の確定申告に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

#### 5 貸付金の控除について

- 共済組合、互助会、互助組合の貸付金のうち、**未償還のものがある場合は、その残額について退職手当から一括控除して共済組合等に償還していただくことになります**ので、ご了承ください。 (地方公務員等共済組合法第115条)

#### 6 改姓、住所変更

- (1) 氏名及びフリガナについては、請求書、3月までに個人報告票により届けられている人事給与システムのデータ及び振込先口座名義が、一致していない場合には退職手当支給に支障が生じます。

- ① 令和8年3月末日までに改姓する職員

請求書は改姓後の氏名で記載し、各所属の事務担当者に確認の上、3月末日までに人事給与システムのデータが修正されるよう、個人報告票を提出してください。また、金融機関へも口座名義の変更手続きを済ませてください。

- ② 令和8年4月以降に改姓予定の職員

請求書は、改正前の氏名で記載し、金融機関への口座名義の変更手続きは退職手当支給後に行ってください。

- (2) 住所変更が行われると、関係書類を郵送するのに支障を生じます。

- ① 令和8年3月末日までに住所変更の職員

請求書は変更後の住所を記載し、所属に確認の上、3月末日までに人事給与システムのデータが修正されるよう、個人報告票を提出してください。また、念のため郵便局へも転居届を提出してください。

- ② 令和8年4月以降～5月中下旬に住所変更の職員

請求書は変更後の住所を記載し、念のため郵便局へも転居届を提出してください。

## 7 その他

- 「6 改正、住所変更」に該当する場合には、**その旨を退職手当請求書の欄外にメモ書きしてください。**
- 退職手当の請求手続きについては、別途通知により、全ての退職予定者に行っていただきます。なお、退職日の翌日から引き続いて他の地方公共団体、勤続期間の通算規定を有する法人等に勤務する場合は、採用先において勤続期間を通算する場合がありますので、退職手当請求書提出時に福利給与課担当者へ申し出てください。また、その場合は、本県から退職手当は支給されません。
- 個別の退職手当支給額に関する問い合わせは、お答えしておりませんのでご遠慮ください。
- 退職手当の請求に係る書類の提出は、**所定の提出日前に受け付けることはできません。**
- 令和8年6月分からの住民税については、再就職の有無に関係なく令和7年分の所得を基に計算された税金が徴収されることとなります。

## 【記載例①】

令和8年3月31日現在の所属長名  
※所属長の職名の記入忘れに注意

所 属	山梨B小学校	
所属長	校長 甲府 太郎	印

公印  
(私印不可)

## 退職手当請求書

山梨県職員の退職手当に関する規則第2条第1項の規定により、退職手当の支給を請求します。

令和8年 4月 1日

用紙に記載された日付のまま

(任命権者)

山梨県教育委員会 殿

請求者氏名 山梨花子

印

認め印でも可

(〒 400 - 8501 )

現住所 甲府市丸の内 2-33-1

(TEL 055 - 223 - 1756 )

本籍地 山梨県甲府市丸の内 2111

➡ 戸籍抄(謄)本と一致することを確認

退職者氏名	山梨花子	退職時の職名	教諭	
退職年月日	令和8年3月31日	退職事由	定年	
支払方法	直払を希望	口座振替を希望	<input type="radio"/>	
	金融機関コード 0142	256	<input type="radio"/>	
	金融機関名 山梨中央銀行	西支店	当座預金	<input type="radio"/>
	フリガナ ヤマナシハナコ		普通預金	<input type="radio"/>
口座名義人 山梨花子	口座番号 0012345			

(注) 退職者死亡の場合、請求者氏名の上へ本人との続柄を記入すること。

金融機関名は本・支店名を記入すること。(農協は〇〇〇〇支所)

請求者本人の口座

通帳のコピーを添付(P.19~20 参照)

※ ネットバンキングの場合、カナ氏名、金融機関名、金融機関コード、  
支店名、支店番号、預金種別(普通預金)、口座番号がわかるものを添付

## 記載例②

部分は記入不要

年月日		令和7年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書											
所在	地 (住所)	税務署長 殿 / 市町村長 殿		現住所		〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-33-1							
退職手当の支払者の区分	【生活扶助の有無】	さい。 004		氏名	山梨 花子								
	生活保護を受けていない場合は「無」。 生活保護を受けている場合は「有」を〇で囲む。			個人番号	記入不要								
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合は、この欄に記載してください。)		① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日		採用日	③ この申告書の退職手当等による勤続期間								
A	<一般・障害の区分>		令和8年 3月31日	自 年月日	至 年月日								
	一般	障害	退職日	自 年月日	至 年月日								
<生活扶助の有無>		② 退職の区分等	有 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
あなたが本年中に世にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。		④ 【退職の区分等】		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
在職中に障害となつたことに直接起因して退職する場合は「障害」を〇で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳の公布年月日等を記入する。 その他の人は「一般」を〇で囲む。				うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
				うち 短期勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
あなたが前年以前4年内(その年に譲り)には、このC欄に記載してください。		⑤ ③と④の勤続期間		【特定役員等勤続期間】									
⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間		自 年月日	至 年月日	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
		うち 短期勤続期間	有 無	うち 一般勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間		⑧ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑨の勤続期間だけからなる部分の期間									
⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年月日	至 年月日	うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
		うち 短期勤続期間	有 無	うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年月日	至 年月日						
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自 年月日	至 年月日	⑪ ⑦と⑩の通算期間		自 年月日	至 年月日						
		うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち ④と⑧の通算期間		自 年月日	至 年月日						
		うち 短期勤続期間	有 無	うち ④と⑨の通算期間		自 年月日	至 年月日						
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。		区分		退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額 市町村民税(円)	特別徴収税額 道府県民税(円)	支受年	支受け月	支受け年月日	退職の区分	支払者所在地(住所)・名称(氏名)
E	B	一般	・	・					・	・		一般 障害	
	特定役員	・	・						・	・		一般 障害	
	短期	・	・						・	・		一般 障害	
	C	・	・							・	・		一般 障害

修正ができるように鉛筆で記入する

## 【通帳コピー例】

おなまえ ヤマナシ ハナコ 様		CIF(銀行内管番号)		
お取引店番 256	科 目 普通預金	普通預金口座番号(4) 012345	通帳再発行回数 2	総合口座定期口座番号 1111111
本人カード種類 キャッシュカード	税 区 分 分離課税	支 開 口 番 マ ル エ ラ	キャラクター区分	カードローン種類

(\*)お給料、年金などの自動受取りやお振込みおよび公共料金などの自動支払いをご利用の際は、この番号とお取引店名をご指定ください。

発行日 23年1月25日

株式会社 山梨中央銀行 金融機関コード 142

お取引店 西支店

電話番号 055-222-4814 通帳発行店番 302 発行機番 001



印紙税申告納付につき甲府税務署承認済

通帳作成地：甲府市丸の内1丁目 株式会社 山梨中央銀行

**ご案内**

山梨中銀の総合口座は通帳1冊に普通預金・定期預金・自動ご融資をセットした便利な口座です。

**■普通預金の便利さが活かされます**

- 当行本支店ならどこでもご自由にお預入れ、お引出しができます。
- 当行以外の店舗でのお引出しあは、所定の限度額までです。
- 自動受取(給料、年金、配当金等)、自動支払(各種公共料金、クレジット等)、自動振替(積立定期等)など広くご利用いただけます。

**■自動ご融資(当座貸越)のご利用ができます**

- 普通預金のお支払金額が限度を超える場合には、この通帳にセットされた定期預金を担保に自動的にご融資いたします。
- なお、お申し出により、別冊の自動定期預金通帳を担保とすることができます。
- 山梨中銀カードローン契約をされた方は、前記ご融資限度を超える場合カードローンの限度額まで自動的にご融資いたします。
- ご返済は普通預金の口座へのご入金により自動的に行われます。
- ご融資金のお利息は当行所定の日に計算し、普通預金からお支払いいただきます。

普通  
預金

定期  
預金

自動  
貸付

**■定期預金が有利に活かせます**

- 自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、自由金利型定期預金(大口定期)、定期複利型定期預金と変動金利定期預金のお預入れができます。
- 定期預金は満期日に自動的に出替算定されますが、
- お利回りはご指定により上がるたのしみの「元気式」と愛せるたのしみの「利払式」のご選択ができます。

- ※ 通帳の名義人の「フリガナ」、「金融機関名」、「支店名」、「口座番号」が確認できるようにコピーしてください。
- ※ A4版 縦 等倍で用紙の中央になるようにコピーしてください。

## 【ネットバンキング・通帳レス口座の場合】

### 金融機関コード・銀行コード検索

支店コード、店番、支店番号も簡単に検索

#### コード入力検索

楽天銀行（ラクテン）

コード：0036

入力支店：225

支店詳細情報は「詳細」をタップ

支店名	フリガナ	支店コード	支店詳細画面へ
アリア支店	アリア	225	-

お名前（口座名義人）

山梨 花子

ユーザID

◎ ユーザID変更

前回ログイン日時

支店名（番号）

アリア 支店 (225)

口座番号

(普通) 012345

金融機関コード（銀行コード）

0036

※ ネットバンキングや通帳レス口座のため、通帳がない場合は、金融機関名、支店名、氏名、預金種別、口座番号、金融機関コードが確認できる資料を印刷・提出してください。（複数枚でも問題ありません）

## 新条例退職手当支給率表

(平成30年2月1日以降適用)

※調整率を乗じた後のもの

勤続年数	第3条		第4条		第5条		
	1項	2項					
亡年十 ・・一 通勤年 勤奨未 災・満 害公勤 傷務続 病外定 等死	害公 傷務 病外 を傷 除病 (通 勤災	自己都 合	勤奨未十 災・満一 害公勤年 傷務続以 病外定上 等死年二 亡・十 ・勤五 通年	署二 の十 移五 転年 等未 滿勤 務官	亡年二 ・・十 通勤五 勤奨年 災・以 害公上 傷務勤 病外続 等死定	署二 の十 移五 転年 等以上 勤務官	整理 ・公務 上死傷 病
1	0.837	0.837	0.5022		1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.674	1.674	1.0044		2.0925		2.511(4.5a)
3	2.511	2.511	1.5066		3.13875		3.7665(5.4a)
4	3.348	3.348	2.0088		4.185		5.022(5.4a)
5	4.185	4.185	2.511		5.23125		6.2775
6	5.022	5.022	3.0132		6.2775		7.533
7	5.859	5.859	3.5154		7.32375		8.7885
8	6.696	6.696	4.0176		8.37		10.044
9	7.533	7.533	4.5198		9.41625		11.2995
10	8.37	8.37	5.022		10.4625		12.555
11		9.2907	7.43256	11.613375	11.613375		13.93605
12		10.2114	8.16912	12.76425	12.76425		15.3171
13		11.1321	8.90568	13.915125	13.915125		16.69815
14		12.0528	9.64224	15.066	15.066		18.0792
15		12.9735	10.3788	16.216875	16.216875		19.46025
16		14.3127	12.88143	17.890875	17.890875		20.8413
17		15.6519	14.08671	19.564875	19.564875		22.22235
18		16.9911	15.29199	21.238875	21.238875		23.6034
19		18.3303	16.49727	22.912875	22.912875		24.98445
20		19.6695	19.6695	24.586875	24.586875		26.3655
21		21.3435	21.3435	26.260875	26.260875		27.74655
22		23.0175	23.0175	27.934875	27.934875		29.1276
23		24.6915	24.6915	29.608875	29.608875		30.50865
24		26.3655	26.3655	31.282875	31.282875		31.8897
25		28.0395	28.0395			33.27075	33.27075
26		29.3787	29.3787			34.77735	34.77735
27		30.7179	30.7179			36.28395	36.28395
28		32.0571	32.0571			37.79055	37.79055
29		33.3963	33.3963			39.29715	39.29715
30		34.7355	34.7355			40.80375	40.80375
31		35.7399	35.7399			42.31035	42.31035
32		36.7443	36.7443			43.81695	43.81695
33		37.7487	37.7487			45.32355	45.32355
34		38.7531	38.7531			46.83015	46.83015
35		39.7575	39.7575			47.709	47.709
36		40.7619	40.7619			47.709	47.709
37		41.7663	41.7663			47.709	47.709
38		42.7707	42.7707			47.709	47.709
39		43.7751	43.7751			47.709	47.709
40		44.7795	44.7795			47.709	47.709
41		45.7839	45.7839			47.709	47.709
42		46.7883	46.7883			47.709	47.709
43		47.709	47.709			47.709	47.709
44		47.709	47.709			47.709	47.709
45		47.709	47.709			47.709	47.709

(注1) ( )内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 条例附則第6項から第8項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数

**旧条例退職手当支給率表** ※調整率を乗じた後のもの  
(平成30年2月1日以降適用)

勤続年数	第3条			第4条				第5条	
	・二通勤十勤奨年災・未害公満傷務勤病外統等死定亡年	傷務二病外十を傷五除病年<～未>通満勤勤災統害公	自己十四都合年未満勤統	自己十五都合年以上勤統	勤奨未二災・満十害公勤年傷務統以病外定上等死年二亡・十・勤五年通	傷務二病外十を傷五除病年<～未>通勤勤災務害公	勤務官署の移転等	亡年二・十通勤五勤奨年災・以上害公上傷務勤病外統等死定	整理・公務上死傷病
1	0.837	0.837	0.5022				1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.674	1.674	1.0044				2.0925		2.511(4.5a)
3	2.511	2.511	1.5066				3.13875		3.7665(5.4a)
4	3.348	3.348	2.0088				4.185		5.022(5.4a)
5	4.185	4.185	2.511				5.23125		6.2775
6	5.022	5.022	3.7665				6.2775		7.533
7	5.859	5.859	4.39425				7.32375		8.7885
8	6.696	6.696	5.022				8.37		10.044
9	7.533	7.533	5.64975				9.41625		11.2995
10	8.37	8.37	6.2775				10.4625		12.555
11	9.2907	9.2907	7.43256				11.613375		13.93605
12	10.2114	10.2114	8.16912				12.76425		15.3171
13	11.1321	11.1321	8.90568				13.915125		16.69815
14	12.0528	12.0528	9.64224				15.066		18.0792
15	12.9735	12.9735	10.3788				16.216875		19.46025
16	13.8942	13.8942	11.11536				17.36775		20.8413
17	14.8149	14.8149	11.85192				18.518625		22.22235
18	15.7356	15.7356	12.58848				19.6695		23.6034
19	16.6563	16.6563	13.32504				20.820375		24.98445
20		17.577	17.577		21.97125		21.97125		26.3655
21		18.5814	18.5814		23.22675		23.22675		27.8721
22		19.5858	19.5858		24.48225		24.48225		29.3787
23		20.5902	20.5902		25.73775		25.73775		30.8853
24		21.5946	21.5946		26.99325		26.99325		32.3919
25				28.24875		28.24875	28.24875	33.8985	33.8985
26				29.50425		29.50425	29.50425	35.4051	35.4051
27				30.75975		30.75975	30.75975	36.9117	36.9117
28				32.01525		32.01525	32.01525	38.4183	38.4183
29				33.27075		33.27075	33.27075	39.9249	39.9249
30				34.52625		34.52625	34.52625	41.4315	41.4315
31				35.5725		35.5725	35.5725	42.687	42.687
32				36.61875		36.61875	36.61875	43.9425	43.9425
33				37.665		37.665	37.665	45.198	45.198
34				38.71125		38.71125	38.71125	46.4535	46.4535
35				39.7575		39.7575	39.7575	47.709	47.709
36				40.80375		39.7575	39.7575	47.709	47.709
37				41.85		41.85	40.24038	47.709	47.709
38				42.89625		42.89625	41.24639	47.709	47.709
39				43.9425		43.9425	42.2524	47.709	47.709
40				44.98875		44.98875	43.25841	47.709	47.709
41				46.035		46.035	44.26442	47.709	47.709
42				47.08125		47.08125	45.27043	47.709	47.709
43				47.709		47.709	46.27644	47.709	47.709
44				47.709		47.709	47.28245	47.709	47.709
45				470709		47.709	47.709	47.709	47.709

(注1) ( )内は、条例第6条の5の最低保障

(注2) aは基本給月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額)

(注3) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、条例附則第6項から第8項まで及び昭和48年条例第45号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた係数(口内の数字)

(注4) 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、平成18年条例第9号附則第2条第1項による退職手当の額の調整(83.7/104)を、それ以外の者については、調整(83.7/100)を含めた係数

(注5) 勤務官署の移転等の勤続37年以上44年以下の欄は、表記上、小数点以下5位切捨て